

2025 年 3 月

お客様各位

沖縄県労働金庫

⚠️ 口座の売買・譲渡・レンタルは「犯罪」です

絶対に行わないでください

口座の売買・譲渡・レンタルは、1 年以下の懲役・100 万円以下の罰金またはその両方が科されます（*）。

売買・譲渡・レンタルされた口座は振り込め詐欺、SNS 型投資詐欺、ネットショッピング詐欺、ロマンス詐欺などさまざまな犯罪で悪用される危険があります。

口座（キャッシュカード、通帳、インターネットバンキングの ID・パスワード情報）の売買・譲渡・レンタルは絶対に行わないでください。

口座の売買・譲渡などが判明した場合、口座を解約します。さらに将来にわたって銀行取引ができなくなるおそれがあります。

（*）犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく

以上